

お客様各位

(株)辰巳商會  
南港コンテナターミナル・シーワン

## 本船揚げ積みに係る危険物の取り扱いに ついてのお願い

拝啓、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊社ターミナルにおきまして、指定数量以上の危険物をコンテナにて仮貯蔵する場合、消防法により所轄消防署長の承認が必要であることはご承知いただいているところでございます。

弊社ターミナルとしましても事故防止、法令遵守の立場上、重大な責任を有していることは認識しており、安全確保の観点からも危険物の性状、取扱方法、防護措置などを把握する必要があります。

つきましては、上記事情をご賢察賜り、コンテナ貨物（内容物）が危険物であるかどうか、合わせて当該貨物が危険物の仮貯蔵仮取扱い承認の申請を要するかどうかを確認するために一刻も早く情報を入手する必要がありますので、「危険物・有害物事前連絡表」に加えて次の危険物の性状を示す書類等どれかひとつでも輸入危険物コンテナについては本船到着前に、輸出危険物コンテナについてはヤード搬入前に、必ず提出していただきますようお願い申し上げます。

敬具

1. 危険物等データベース登録確認書
2. 製品安全データシート(Material Safety Data Sheet)
3. 危険物確認試験結果報告書
4. 危険物であることを証明する書類等

仮貯蔵仮取扱いの申請は、仮貯蔵仮取扱いしようとする 5 日前までに申請書を所轄消防署に提出し、その承認を受けなければならないとなっています。

提出先： 〒559-0031 大阪市住之江区南港東 6-5-89

株式会社 辰巳商會 南港コンテナターミナル・シーワン

(輸出) 番号 06-6612-5111 / FAX 番号 06-6612-5050

(輸入) 番号 06-6612-5211 / FAX 番号 06-6612-5150